

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例第10号）（都市計画局建築指導部建築指導課，同部建築審査課）

建築基準法（以下「法」という。）の一部改正に伴い，次の措置を講じるとともに規定を整備することとしました。

- 1 建蔽率が法の規定の限度を超える建築物の建築に係る許可及び建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。
- 2 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに，これに併せて，既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の適正化を図ることとしました。

この条例は，市規則で定める日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 10 号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中

「

法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000	を
--	--------	---

」

「

法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	33,000	に,
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000	

」

「

法第86条の8第1項	200平方メートル以下の面積	27,000	を
又は第3項前段の規定に基づく工事の全体計画の認定又は工事の全体計画の変更の認定の申請に対す	200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	36,000	
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	52,000	
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	69,000	
	2,000平方メートルを超え		

」

る審査	10,000平方メートル以下の面積	160,000
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の面積	270,000
	50,000平方メートルを超える面積	490,000

法第86条の8第1項若しくは第3項前段(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第87条の2第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定又は工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	30平方メートル以下の面積		27,000
	30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	特定建築物	32,000
		その他の建築物	43,000
	100平方メートルを超え200平方メートル以下の面積	特定建築物	44,000
		その他の建築物	61,000
	200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	特定建築物	65,000
		その他の建築物	108,000
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積		147,000
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積		202,000

	面積		
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下の 面積	312,000	に改め,
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下 の面積	466,000	
	10,000平方メートルを超 え50,000平方メートル以 下の面積	600,000	
	50,000平方メートルを超 える面積	1,084,000	
法第87条 の3第5項 前段の規定 に基づく建 築物の用途 を変更して 興行場等と して使用す ることの許 可の申請に 対する審査	使用期間が1月以内のもの	60,000	
	使用期間が1月を超えるもの	120,000	
法第87条の3第6項前段の規定に基づく建 築物の用途を変更して特別興行場等として使 用することの許可の申請に対する審査		160,000	

同表備考5中「又は第3項前段」を「若しくは第3項前段（第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第87条の2第1項」に改め、同備考8中「第86条の8第1項」の右に「又は第87条の2第1項」を、「変更に係る部分の床面積」の右に「のうち最

大のもの」を加え、同備考9中「第86条の8第3項前段」の右に「(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築指導課，同部建築審査課)